

新	旧	備考
中小企業・農林水産業輸出代金保険の国別引受基準について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00086 沿革 <u>令和2年2月28日</u> 一部改正 中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00048）第16条第1項第1号に規定する「国又は地域ごとに定める引受基準」を下記のように定める。 記 国又は地域ごとに定める引受基準は別表のとおりとし、次の1から6までに定めるところにより、「国名」欄の国又は地域ごとに「態度」、「決済条件」及び「その他の条件」の欄に記載された条件により引き受けるものとする。	中小企業・農林水産業輸出代金保険の国別引受基準について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00086 沿革 <u>令和2年2月6日</u> 一部改正 中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00048）第16条第1項第1号に規定する「国又は地域ごとに定める引受基準」を下記のように定める。 記 国又は地域ごとに定める引受基準は別表のとおりとし、次の1から6までに定めるところにより、「国名」欄の国又は地域ごとに「態度」、「決済条件」及び「その他の条件」の欄に記載された条件により引き受けるものとする。	
1～5 (略)	1～5 (略)	
6 その他 <u>公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告に基づく基準に適合しない輸出契約については、保険契約を締結しないこととする。</u> 附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和2年2月28日</u>〕 この改正は、<u>令和2年4月1日</u>から実施する。	6 その他 <u>輸出契約に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこととする。</u> 附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和2年2月6日</u>〕 この改正は、<u>令和2年2月10日</u>から実施する。	
[別紙1]～[別紙2] (略)	[別紙1]～[別紙2] (略)	
[別表] (略)	[別表] (略)	